令和５年７月２５日公表

令和５年度　第１回金沢支社入札監視委員会　定例会議議事録

開催日及び場所	令和５年６月９日（金）　　金沢支社会議室	
出席委員 （敬称略。委員については、５０音順）	委員長：樫見　由美子（学校法人稲置学園 監事） 委員　：荒井　克彦　（福井大学 名誉教授） 岡田　進　　（岡田法律事務所 弁護士） 髙山　純一　（公立小松大学 教授） 橋詰　武宏　（丹南見聞録 コメンテーター） 東田　隆一　（北陸経済連合会 専務理事）	
審議対象期間	令和４年１０月　１日～令和５年　３月３１日	
抽出案件	総件数　　５件	（備考）
工事（一般競争入札）	１件	
工事（公募併用型指名競争入札）	１件	
工事（特命契約）	１件	
調査等（指名競争入札）	１件	
物品・役務（指名競争入札・せり下げ）	１件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	（別紙のとおり）	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別紙　委員からの意見・質問、それに対する回答等

１．入札及び契約手続きの運用状況等の報告	
意見・質問	回答
（１）金沢支社からの報告	
質問なし	
（２）本社　調達適正化推進室・契約審査部の報告及び審議	
この場で説明されて意見を申し上げるのは非常に難しい。特に契約変更に関しては資料が多いため、次回からは事前送付してもらえないか。	変更契約の審議については今回から報告方法を変更し、上期、下期の委員会でデータをお示しし、下期の委員会で抽出案件の個別状況をご説明します。なるべく早い段階で資料をお示しできるよう改善してまいります。
発注単位審査で付した意見のうち、「案件を一本化又は分割することについて検討すること」とあるが、相反することをなぜ検討するのか教えて欲しい。	一本化することが望ましい工事でしたが、予算措置の関係で、一本化できるのか、分割せざるを得ないのか調整が必要になった案件で、結果的には一本化されました。
であれば、「案件を分割ではなく一本化することについて検討すること」という指摘が望ましいのではないか。感想として申し上げる。	適切な指摘に努めます。
履行遅滞の状況について、工事は不確定要素が多く様々な事情による遅延はある程度想定できるが、本来であれば遅延が想定されない調査等でこれだけの遅延が発生している。ＮＥＸＣＯとしてきちんと監督し、遅延が発生しないよう途中経過をチェックしていただきたい。	当社を含め、高速道路３会社は現在、橋梁補修、耐震補強の事業を集中的に進めています。このような状況において当社発注案件の受注実績が少ない企業を中心に結果として履行遅滞が発生しています。監督する立場として、履行状況を都度確認するなど円滑に業務を進めていかなければならないと考えています。
工事について、平均落札率は上昇、不調や低入札の発生は減少となっているが、どのような背景があるのか。	不調発生の減少については、東京オリンピックや東日本大震災の復興関係などの大規模な公共事業がひと段落したことで需給が改善されたことが一因と考えています。落札率の上昇について、昨今の資機材の高騰などが要因になっているものと考えています。
資料について、Ａ４サイズだと見づらいのでＡ３サイズでお願いします。	ご指摘の点、改善します。

２．抽出案件の審議	
（１）工事（総合評価落札方式：技術提案評価型）	
工事名：東海北陸自動車道（４車線化）袴腰トンネル工事	
契約金額が２００数十億円と非常に大きいが、２つの坑口を別々に発注するのではなく、大規模にまとめて発注した意図は何か。	本工事は既存の避難坑を拡幅する工事であり、非常時にお客さまが逃げてくる可能性があります。したがって、別々の工事としてではなく１つの工事として発注したほうが非常時に連携が取りやすく、お客さまがより安全に避難できるのではないかと考えました。
ＮＥＸＣＯして、工事の発注規模はなるべく大きくした方がいいのか。ケースバイケースか。	現場状況に応じて最適な規模を選択しています。
発注者も受注者も技術者が減少している状況を踏まえ、適正な発注規模を検討してはどうかと考える。意見として申し上げる。	ありがとうございます。
入札公告で、使用する資機材などについて「入札参加者から単価表の提出を求める」とあるが、公告に記載されているのは概算数量である。入札参加者は正確に見積ることができるのか。	入札公告には概算数量を記載していますが、別の図書で具体的な数量を提示していますので、入札参加者にはそちらの数量で見積をおこなっていただいています。
鉄筋やコンクリートなど、メーカーによって価格が異なると思うが、ＮＥＸＣＯとしてどのように考慮しているのか。	当社としても材料価格調査を実施しており、そちらの価格を積算に反映しています。
現在走行している（Ｉ期線）トンネルの工事も同じような形で実施していると思うが、当時の工事のやり方などいろいろな情報は今回の工事にどのように反映しているのか。また当時の受注者はそうした情報を持っているが、場所や地質など違う要素はあるにせよ、今回の入札で有利に働くことはないのか。	設計の段階で今回掘削する避難坑を含むトンネルの情報をすべて反映し、それをオープンにしていますので、当時の受注者が有利になるといったことはなく、入札参加者が持っている情報はイーブンだと考えています。
技術提案が一部不採用となっているが、その理由を教えて欲しい。また、トンネルのお客さまの安全についてこうすべきといった指針のようなものはないのか。	Ｉ期線、つまり供用中の道路で非常事態が発生した場合、避難坑を含むⅡ期線側にお客さまが避難してくることを想定し、評価の対象を避難坑および避難連絡坑における安全対策の提案と

	しました。 今回不採用となったのはＩ期線側における安全対策の提案ですが、供用中の道路なので関係機関との協議が必要となり、実際にできるかどうか分からないため評価の対象外としました。
５年半の工期の間に資機材が高騰した場合、スライド制度があることは伺っているが、それはＮＥＸＣＯ独自の制度か、国交省や国の制度を準用しているのか。	基本的に国の制度を準用しており、スライド条項を設け、当社の土木工事共通仕様書に明記しています。発注者側、受注者側双方から協議できます。工期が長くなると物価は上がる傾向にありますが逆に下がる場合もありますので、その時は発注者側から工事代金を下げる協議をさせてもらいます。
民間の契約だと一度契約金額を決めてしまうと中々変更できないため、お互いにとっていい制度だと思う。	公共工事の場合は公共工事標準請負契約約款を用いており、基本的に同じ考え方でおこなっていますが、民間工事では前述の約款が適用されないので発注者さま独自の考えによることとなるものと思います。
（２）工事（公募併用型指名競争入札）	
工事名：東海北陸自動車道　城端スマートインターチェンジ道路照明設備他工事	
指名通知先を２０者から１４者に絞っているが、指名通知先はほとんど辞退し、公募枠を含めて応札者は４者であった。中日本全体でも指名競争入札の応札者が少ないとのことだが、指名通知先を１０社程度に絞ることに意味はあるのか。	公募併用型指名競争入札については社内規定で指名通知先は１０者程度と定められています。 指名通知は、当社が求める施工実績などを有する会社に是非参加していただきたいということで実施するのが大前提です。本件はいわばハイブリッド型として公募枠でも参加いただけますが、指名通知先の会社は入札結果が通常落札であれば契約締結へと移行するのに対し、公募枠の会社は入札で最低価格を提示しても入札後に競争参加資格の有無を確認しますので、書類の提出などお手数をお掛けする場合もあります。このような指名通知の重みといったものも勘案して指名通知先を絞り込んでいます。 入札制度については試行錯誤しています。かつて指名通知先を増やした時期もあり、多数指名すれば受注していただく確率も上がるのではないかと考えましたが、一方で施工不良等の問題も起きました。そこで、履行能力が高いなどの会

	社を絞り込んで指名通知をおこない、更に公募の枠で参加していただくという二段構えで試行的に実施しています。
工事の応札者数は少ないのに、指名通知先の数が工事と調査等でアンバランスになっていないか。１０者程度というのは少ないのではないか。指名通知のあり方を考えてみてはどうか。	今後の改善が必要であれば見直したいと考えています。
競争参加資格確認項目に「警察当局からの排除要請の有無」とあるが、警察から反社会的な会社などのリストが来ているということか。	警察当局からの排除要請はリスト化されるほどではありません。 警察庁との間で反社会的勢力の排除に関する合意をしており、警察側からの要請だけでなく、当社から照会する場合もあります。反社会的勢力は当社の入札に参加できないことになっています。
４者公募しているのに１者も応札していないのはなぜか。受注したいから公募で手を挙げたと思うのだが。	本件について辞退理由を確認したわけではありませんが、技術者が限られている状況で他工事を受注したために辞退される場合はあります。
会社が低入札価格重点調査を実施したとあるが、これまで低入札の案件を何件も見てきたが、調査資料に財務諸表や決算資料が添付されているのは初めてである。ＮＥＸＣＯが要求したのか。	重点調査は通常の低入札価格調査に比べ、ダンピングとなっていないか慎重に調査する必要があることから、一定の利益を確保しているかどうかを確認するにあたり、直近の財務諸表および損益計算書等の提出を依頼しました。
低入札価格調査について、長年取引のある下請け業者を使い、下請け業者から提出された見積額が入札金額に対応しているので問題ないとしているが、そもそも下請け業者の見積額に問題がないかどうかチェックしているのか。	誓約書で、下請け業者に金額等のしわ寄せをおこなわないよう誓約していただいています。 また、例えば直接工事費が当社設計額の５０パーセントを下回ると契約締結しないといったラインを設けています。本件はそれをクリアしていましたので、入札額の内訳を確認したり質問をおこなったりした結果、工事の履行が可能であると判断しました。 なお、今回低入札となったのは、自家発電機器の費用の価格差が主な要因であり、人件費については問題ありませんでした。
反社に関する契約解除条項はあるのか。	ございます。

（３）工事（特命契約）	
工事名：北陸自動車道　敦賀管内災害復旧工事（その２）	
応急復旧作業を実施した会社に本復旧工事を特命契約で発注することは適切だと思うが、他の箇所の本復旧工事も応急復旧作業を実施した会社に特命契約で発注しているのか。	本件は仮設物を使って本復旧を実施するという特殊な条件なので特命契約で発注しましたが、他の箇所ではそのような条件がないことから見積競争で発注しています。
今回は災害の規模が非常に大きく、災害応援協定を結んでいても対応できない会社もあったと思われ、応急復旧作業の依頼先の選定が非常に難しかったと思うが、どのように依頼したのか教えて欲しい。	災害が起きた際の応援協力会社のリストがあり、他の工事を施工中の会社であるかどうかも確認したうえで、当社が必要とする資機材をいつ確保できるのか照会し、最も早く確保が可能な会社に依頼しました。
災害はいつ、どれだけの規模で発生するか分からないが、高速道路を維持管理する中で、災害が起こりそうな箇所での予防的工事という考えは工事計画に取り入れられているのか。それとも、災害が発生してから対応するのか。	土石流については、高速道路本線下のボックスカルバートで受け流すことで災害が発生しないよう建設しています。ただ昨今の異常気象等のように状況が変われば再度渓流調査を実施し、今回のような事象が発生する可能性のある箇所において必要な対策を検討していきます。 なお、今回は想定以上の土石流が流れ込み、高速道路本線がダムのような状態になりましたが、土石流が発生したのは高速道路区域外であるため、福井県が同時並行で災害対策工事を進めています。今回のような大きな災害が発生する箇所については関係機関と一体となって対策を進めているのが現状です。
大災害にも関わらず短期間で通行止めを解除したのは素晴らしい。大雪もそうだが、通行止めの早期解除は地域住民にとって安心感に繋がる。 この箇所の災害応急作業を最も早く実施できるということで依頼先を選定したと思うが、具体的に教えて欲しい。 また事業費はどのように決めたのか。	依頼先を選定した理由は、災害発生時に付近で別の（トンネル）工事を施工しており、速やかに材料や作業員を手配できるためです。お盆時期に差し掛かる時期であり、鉄道も国道も止まっているなかで一日も早く高速道路を復旧させなければという思いで選定しました。 事業費については事前の見積が困難であるため、実際の施工内容で精算しています。
路上作業安全講習は非常に重要だと認識しているが、工期が１年３ヵ月と長期であるのに最初の１回だけで大丈夫なのか。普通は作業ごと、あるいは定期的に開催するのが筋ではないのか。 また、１回で２０万円もかかるものなのか。	本件工事の見積を徴収する際には、１回でいいと判断しました。工期が長くなったり、作業員が変わったりする場合もあるため、実態に応じて精算しています。本線規制時に作業員が亡くなるという事故も発生しているので規制作業着手前に作業員を集めて危険性の周知や旗振りの練習を実施しています。

応急復旧作業の依頼先については、場所、タイミングといった条件を満たし最も適切な選択であったと思うが、例えばそうした条件を満たす会社が複数あった場合、競争性の確保という観点で選定基準はあれば教えて欲しい。	講習会は当社のグループ会社（パトロール会社）が講師を務め、他工事を含め一律で支払っていますが、将来的にはもう少し金額を高くして欲しいとの要望を受けています。 基本的に災害応援協定を締結している会社から選定しており、今回は確保可能な人員や資機材のボリュームが最も大きい会社を選定しました。下り線の作業は当受注者と協議が整いましたが上り線の作業は無理とのことでしたので別の会社に依頼しました。特に選定基準といったものはなく、（災害や現地の状況などを踏まえ）スピード感をもって作業を依頼し、できるところから作業を実施しています。
（４）調査等（指名競争入札）	
調査等名：東海北陸自動車道（4 車線化）五箇山地区水文調査	
質問なし	
（５）一般競争（せり下げ）	
件名：令和５年度　加賀地区汚泥引抜作業単価契約	
質問なし	
審議結果 入札・契約手続の運用状況、抽出事案の審議について問題なし。 各委員からの意見、要望として以下の２点を申し上げる。 １点目は、調査等の遅延が全体工事の遅れを招くことが考えられるので、金額の規模が小さい、あるいは損害賠償をすれば良いということではあるが、ＮＥＸＣＯとして入札者の請負業務の達成可能度を事前にチェックするための工夫をおこなうことが望ましい。 ２点目は、災害復旧の工事においては事前に災害協定を結んだ会社が選定の対象となるが、緊急事態においても一定の競争性や公平性の確保は必要なので、その点をどのように対応していくのか、また昨今非常に増えている災害復旧の体制について、予め整えているとは思うが、更なる整備をお願いしたい。	